

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者
港区長

港区では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成23年3月8日付け国河政第135号通知）を踏まえ、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係る要望等を十分に考慮した上で、準則第22に基づき、下記のとおり都市・地域再生等利用区域を指定します。

記

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

二級河川 汐留川の河川区域内のうち
東京都港区海岸一丁目10番地先
別図に示す区域

(2) 指定年月日

令和元年10月1日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

- ① 準則第22第3項第4号に掲げる「船着場」
- ② 準則第22第3項第11号に掲げる「その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（河川教育・学習施設・自然観察施設）」

(2) 許可方針

上記(1)に係る施設の占用を可能とする要件を付すべき条件は下記のとおりとする。

- ① 流水の占用、土地の占用及び建築物又は工作物（以下「占用施設」という。）の新築及び変更については、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）、河川法施行令（昭和40年政令第14号）、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）、工作物設置許可基準（平成6年建設省河治発第72号）及びその他関係法令の規定を遵守しなければならない。
- ② 法第24条、第26条第1項の許可を受けようとする者は、占用施設の設置により河川及び河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査する必要があるため、事前に、構造や施工方法について、計画協議及び設計協議を東京都建設局河川部長に行うこと。
- ③ 占用許可の期間は、10年以内とする。
- ④ 本件許可の更新または変更を申請する場合は、改めて、地域の合意を得たうえで、期

間更新の申請を行うこと。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- ⑤ 本件占用に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑥ 洪水、高潮及び台風等の緊急時における情報伝達体制（夜間及び休日を含む。）を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずるとともに、占用施設の点検等行うこと。
- ⑦ 占用施設の維持管理を十分に実施すること。
- ⑧ 洪水、高潮等の緊急時の占用施設の撤去等を適切に行うこと。
- ⑨ 水質を保全するための措置を講ずること。
- ⑩ 騒音防止策等の措置を講ずること。
- ⑪ 占用施設の利用者により排出されたごみは適正に処理すること。
- ⑫ 東京都河川流水等占用料徴収条例（平成12年東京都条例第95号）に基づき、河川流水等占用料を納付すること。ただし、同条例第4条の規定に該当する場合は、協議により河川流水等占用料を免除又は減額とする。
- ⑬ 営業活動を行う事業者等に占用施設を維持管理及び利活用させる場合は、使用契約を締結するとともに、当該施設使用者（占用施設の使用に係る契約の相手方をいう。以下同じ。）を適切に指導監督すること。
- ⑭ 施設使用者との契約により生じる収益の一部は、占用施設の維持管理及び賑わいのある良好な水辺空間の保全及び創出を図るための費用に用いること。
- ⑮ 施設使用者との契約内容及び施設利用料の徴収活用状況を占用施設の写真を添えて河川管理者に年一回報告すること。
- ⑯ 以上の許可条件のほか、河川管理上必要な条件を付すことがある。

3 都市・地域再生等利用区域の占用主体 準則第22第4項第1号で規定する者。